○ 企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)(平成11年4月大蔵省金融企画局)

(略) (略)

改 案 行 ΤĒ 玥 C 個別ガイドライン C 個別ガイドライン Ⅰ・Ⅱ (略) I · Ⅱ (略) 「株券等発行に係る第三者割当」の記載に関する取扱いガイドライン 「株券等発行に係る第三者割当」の記載に関する取扱いガイドライン (略) (1) (略) (2) 審査要領 (2) 審査要領 ① • ② (略) ①•② (略) ③ 発行条件に関する事項 ③ 発行条件に関する事項 第二号様式記載上の注意(23-5)「発行条件に関する事項」の記載内容を 第二号様式記載上の注意(23-5)「発行条件に関する事項」の記載内容を 審査するに当たっては、次の点に留意する。 審査するに当たっては、次の点に留意する。 イ・ロ (略) イ・ロ (略) ハ. 提出者の監査役、監査等委員会又は監査委員会が、第三者割当が有利発 ハ. 提出者の監査役又は監査委員会が、第三者割当が有利発行により行われ 行により行われるものでないことについて、適法性の意見表明を行う場合、 るものでないことについて、適法性の意見表明を行う場合、当該意見の概 当該意見の概要に加え、当該意見の基礎となる判断要素の概要等が記載さ 要に加え、当該意見の基礎となる判断要素の概要等が記載されているか。 れているか。 二 (略) 二 (略) ④ 大規模な第三者割当の必要性 ④ 大規模な第三者割当の必要性 第二号様式記載上の注意(23-8)「大規模な第三者割当の必要性」の記載内 第二号様式記載上の注意(23-8)「大規模な第三者割当の必要性」の記載内 容を審査するに当たっては、次の点に留意する。 容を審査するに当たっては、次の点に留意する。 イ・ロ (略) イ・ロ (略) ハ.「経営者から独立した者からの意見」とは、例えば、社外取締役、社外監 ハ.「経営者から独立した者からの意見」とは、例えば、社外取締役、社外監 査役、監査等委員会、監査委員会又は第三者委員会からの意見が考えられ 査役、監査委員会又は第三者委員会からの意見が考えられる。提出者がこ る。提出者がこれらの者から意見を取得した場合、意見を出した者の氏名 れらの者から意見を取得した場合、意見を出した者の氏名及び属性(所属、 及び属性(所属、所属先と提出者との関係等の独立性の程度を含む。)が記 所属先と提出者との関係等の独立性の程度を含む。)が記載されているか。 載されているか。 ⑤ (略) ⑤ (略)

(略)

(略)

IV